

第 3 回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会における検証内容（第16条～第24条）
※第 7 条第 3 項の逐条解説の検討を含む

※ 逐条解説：『みんなのまち基本条例の解説』

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
1	第 7 条第 3 項	[説明を行う相手方] ・「わかりやすく説明しなければならない」について、逐条解説にもあるとおり、説明を行う相手方は市民であることから「市民にわかりやすく説明しなければならない」としてはどうか。 ・「わかりやすく説明しなければならない。」の前に「市民に」を追記する ・上記の意見について、字句（市民に）を追記することで不都合が生じるかどうか事務局で確認のうえ報告すること。 ⇒第 3 回検証委員会において条文は現行のままとすることが確認された [逐条解説] ・条文に「市民に」を追記しないのであれば、逐条解説に記載のある「市民に」も削除してはどうか。	条文は現行のままとする 逐条解説を見直す	逐条解説の記載を整理します。

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
2	第16条	〔市長の職務〕 【「市の代表として」を追記する】 ・第15条において、「市議会議員は、市民の代表として（略）」とされており、同じく選挙で選ばれている市長について、第16条第1項において、市の代表であることを追記してはどうか。 【現行のままでよい】 ・第16条第1項において「市の代表として」と追記した場合、第2項との関係で、市の代表として他の執行機関を指揮命令するものと受け取られる可能性があり、その結果、独立性を有する他の執行機関との関係性が問題となるおそれがあるのではないかな。	引き続き検討する	〔市長の職務〕 地方公共団体の長の位置付けについては、従前から、地方自治法第147条において「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」と規定されております。同法に既に記載されている文言について、法改正等の社会情勢の変化がない中で条文に追記することについては、慎重に検討する必要があると考えます。
3	第17条	〔条項の順序〕 【第1項と第2項を入れ替える】 ・行政の役割を最初に持ってくるという観点から、現条文の第2項と第1項を入れ替えたほうが良いのではないかな。 【現行のままでよい】 ・市民検討委員会でも議論されたとおり、行政の縦割りを廃し、創造的な仕事を進めてほしいという市民の思いがあり、より市民の思いが強い内容を第1項としているため、現在の順序を変更する必要はないのではないかな。	引き続き検討する	〔条項の順序〕 市民検討委員会において、市政のあり方として、「前例にとらわれることなく創造的な仕事をする」ことについて重きを置く議論がなされています。行政の役割として、前例踏襲ではなくより挑戦的な仕事をしていく観点がより重要であるとの市民検討委員会の議論を尊重し、その内容が最初の項に規定されているものと考えます。

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
4	第18条	[職員の自己研鑽] ・ A I 技術の進展速度が早いことを踏まえ、自己研鑽の前に「社会情勢の変化に応じた」を追加してはどうか。 ・ 本条は職員の知識の習得等について規定しているが、A I 技術の進展に伴う自己研鑽は職員だけが責務を負うものではないのではないか。 ・ 本条文にのみ「社会情勢の変化に応じた」を追加することは他の条文と比較して整合性が取れないのではないか。 ・ 「社会情勢の変化に応じた」を追加することで、憲法や法令など既存のものに対する研鑽は不要であるとの誤解が生じ、新しい物事だけを研鑽の対象と誤認識される可能性があるのではないか。 [逐条解説] ・ A I 技術の進展を考慮する等、逐条解説の記載方法を工夫してはどうか。	条文は現行のままとする 逐条解説を見直す	[逐条解説] A I 技術の進展による対応等については、行政だけに限らず、市民や議会に関しても影響を及ぼすものであり、A I 技術の進展を追記する必要性については逐条解説の全体を俯瞰する中で検討する必要があると考えます。
5	第19条	[逐条解説] ・ 逐条解説の第2項について、個別計画の「策定」の文言が重複しており文脈がおかしいので、「なお、個別計画については、総合計画の分野別の実施計画として予算審議等が行われたうえで、策定しています。」としてはどうか。	逐条解説を見直す	[逐条解説] 逐条解説の記載を整理します。

No.	箇 所	意 見	対 応	
			方 法	主 な 論 点
6	第20条	[逐条解説] ・逐条解説の第1項について、「(略) 貴重な市民の税金を財源としていることを認識することが必要です。」とあるが、これは基本原則ではなく基本理念と考えるので、「財政運営の基本原則は、限られた財源を効果的かつ効率的に活用するため、何に優先的に配分していくべきかを検討し、計画的に財源運営に取り組むことです。」とし「なお、行政は市の予算について貴重な市民の税金を財源としていることを認識することが必要です。」は理念として本文の最後に示してはどうか。	逐条解説を見直す	[逐条解説] 逐条解説の記載を整理します。
7	第21条	[逐条解説] ・逐条解説に掲載されているイメージ図にPDCIサイクルによるマネジメントとあるがINNOVATION(改善・改革)は本条文の解説としてどこで読み取ればよいのか。 ・INNOVATION(改善・改革)については、第21条に「行政は、市民サービスの向上を図るため(略)」とあり、この部分で読み取れるのではないかな。	現行のままとする	—
8	第22条	—	現行のままとする	—
9	第23条	—	現行のままとする	—
10	第24条	[国・他の自治体との連携] ・条文中「共通する課題」は「広域にまたがる課題」とすることもできるのではないかな。 ・課題には面的に広域にまたがる課題もあれば、制度的な課題もあり、それらを踏まえると現行のままで良いのではないかな。 ・広域行政という表現は分かりやすいかもしれないが、その言葉に留まらない制度的な課題もあるのではないかな。	現行のままとする	—